

仕 様 書

1 件名

式典等用国旗 ほか4点 買入

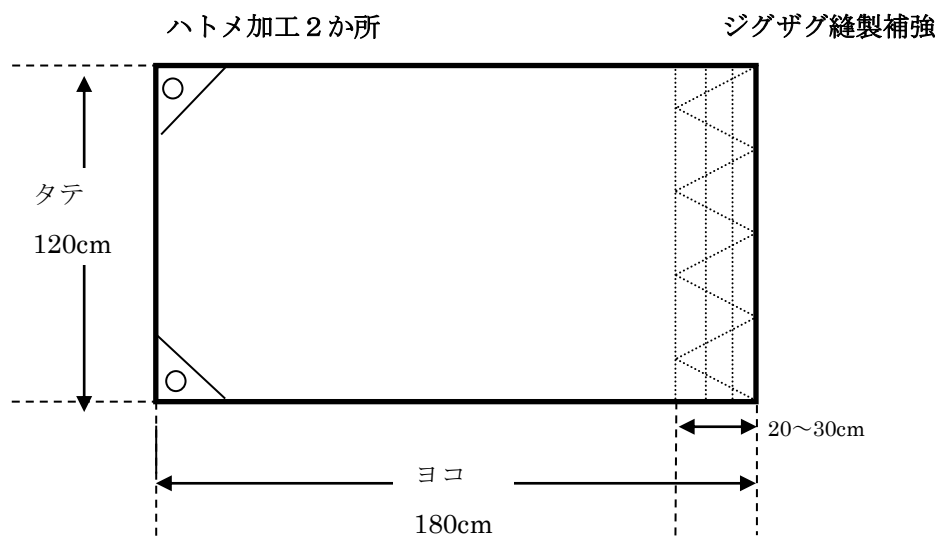
2 品名

(1) 国旗

- ・サイズ 縦 120 cm×横 180 cm
- ・素材等 エクスラン 染め ジグザグ縫製補強 (20～30 cm)
- ・数量 1 枚
- ・その他 ハトメ加工2か所、取り付け用ひも (2本) 付き
色や日章の比率については「別紙1」のとおり

(2) 市旗

- ・サイズ 縦 120 cm×横 180 cm
- ・素材等 エクスラン 染め ジグザグ縫製補強 (20～30 cm)
- ・数量 1 枚
- ・その他 ハトメ加工2か所、取り付け用ひも (2本) 付き
色や市章の比率については「別紙2」及び「別紙3」のとおり



(3) 伸縮ポール

- ・素材 アルミニウム
- ・伸長 3 m (3段階伸縮)
- ・縮長 120 c m以下
- ・太さ 最上段 22mm程度 最下段 30mm程度

(5) 三脚台への設置が可能であること

- ・適応竿頭 3分ネジ (4) ネジ付き国旗球の取り付け可能であること

- ・数量 2 本
- ・参考品 P0-1001 3 m (アサヒ染色工芸)、
旗用伸縮式アルミポール 3m (木瓜屋)、
旗用伸縮式アルミポール 3m (上西産業)
太陽アルミフラッグポール 3m#6005 (田中旗店)

(4) ネジ付き国旗球

- ・カラー ゴールド
- ・素材 プラスチック
- ・直径 12 c m
- ・ネジ穴 3 分ネジ (3) 伸縮ポールへの取り付け可能であること
- ・数量 2 個
- ・参考品 M0112 (幕 MAKER)
ネジ付き国旗球【直径 12 cm】(田中旗店)
国旗玉直径 12 cm ネジ式アルミポール金色塗装 (祭すみたや)

(5) 三脚台

- ・高さ 約 67 c m
 - ・上穴の内径 3.3~3.8 c m
 - ・下穴の内径 2.2 c m 程度
 - ・脚径 12mm
 - ・数量 2 台
 - ・参考品 M-T3 (§ B∞BLUE HANDS)
SK-1002 (アサヒ染色工芸)
SKS-12 型 (旗の村松・手芸の村松)
三脚台 φ12 mm 品番 7510 (田中旗店)
- } (3) 伸縮ポールを設置可能であること

3 納入場所

大阪市北区中之島 1-3-20 2階こども青少年局企画部総務課

4 納入期限

令和 7 年 12 月 5 日 (金)

5 その他

- (1) 契約後 1 週間以内に本案件に見積もりした積算の根拠となる内訳明細書を担当者へ提出すること
- (2) 別添、各種特記仕様書を遵守すること
- (3) 見積もりにあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合 (同等品の可否含む) は

見積もり提出までに担当者に確認し、その内容を熟知の上、見積もりを提出するものとする。契約後における仕様書の疑義は、当局の解釈によるものとする。

- (4) 納入の際には事前に担当者で打合せをし、納入日、納入時間を確認すること

納入曜日：月曜日～金曜日（土日、国民の祝日に関する法律に定める祝日を除く）

納入時間：午前 9 時 30 分～午後 5 時 00 分

- (5) 契約後の疑義は、全て大阪市の解釈とする。

- (6) 搬入に際しては細心の注意を払い、建物等に損傷を与えないこと。

- (7) 搬入に際してエレベーターを使用することは可能である。

- (8) 不良品であることが判明した場合には、速やかに代替品と交換すること。なお、交換に係る費用は、受注者の負担とする。

- (9) 搬入に使用する車両の車高は基本的には 2.1m 以下とすること。ただし、車高が 2.1m を超え 2.8m 以下の車両にて搬入する必要がある場合は、担当者と事前に協議し、その指示に従うこと。

- (10) 大阪市グリーン調達方針で定める基準を満たすこと。

6 担当（連絡先）

〒550-0012

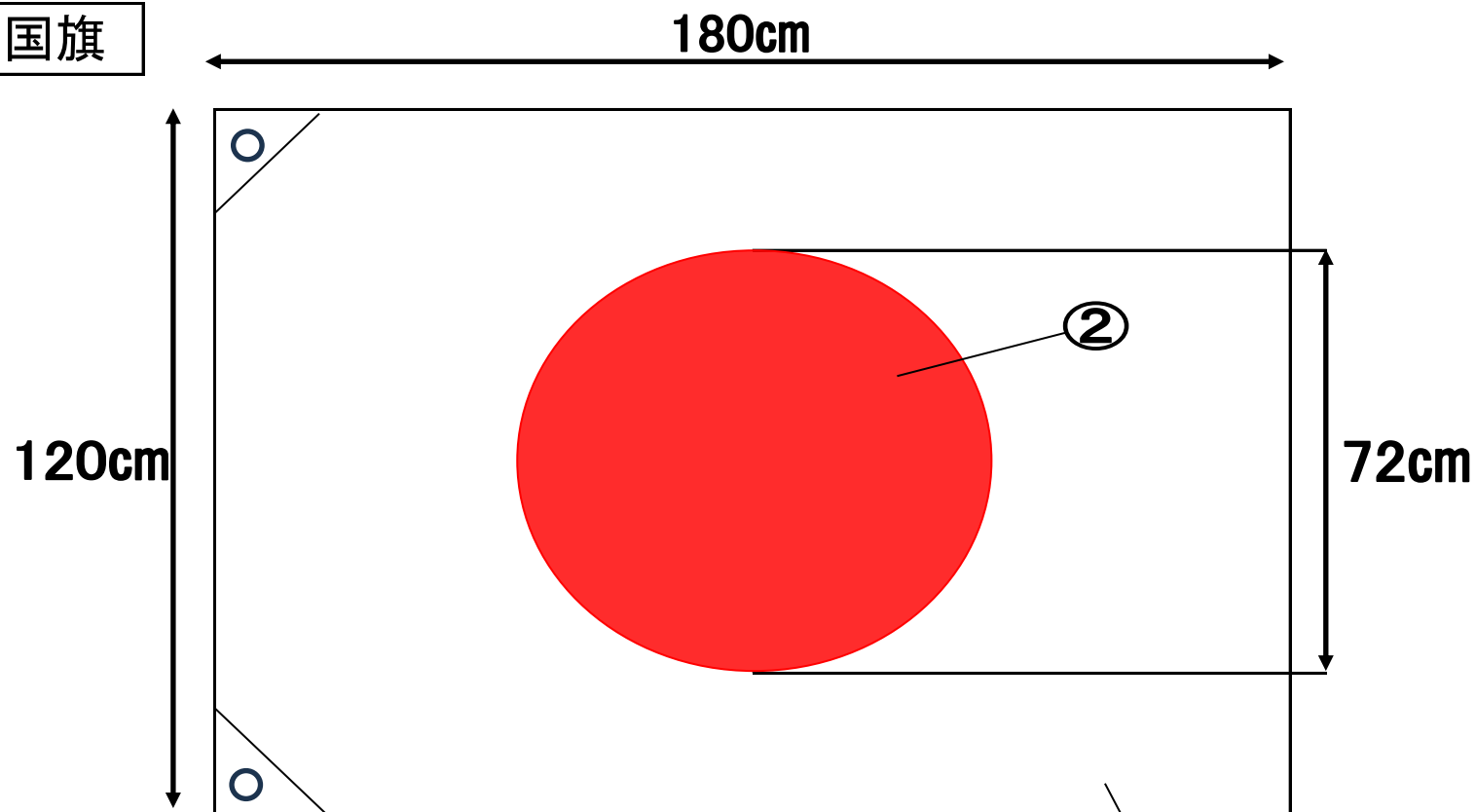
大阪市西区立売堀 4-10-18 阿波座センタービル 3 階

大こども青少年局企画部青少年課（青少年企画グループ）担当：早山

Tel：06-6684-9443／Fax：06-6684-9283

(別紙1)

国旗



仕様

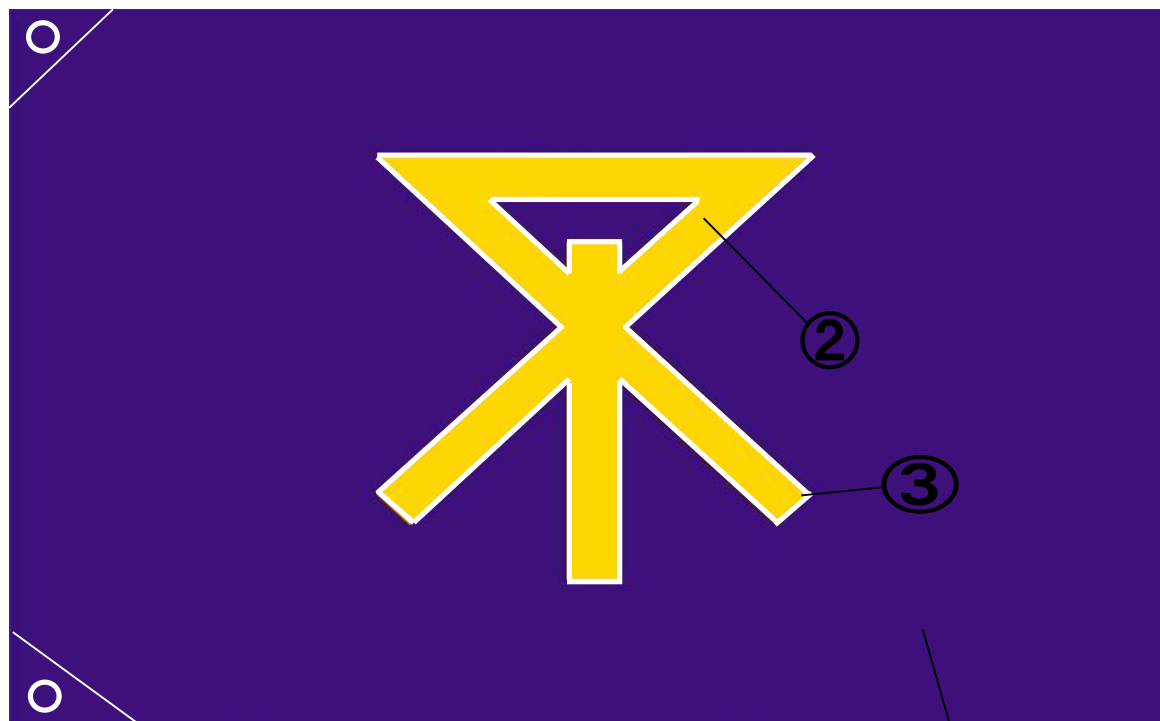
1	サイズ(比率)	縦120cm×横180cm (2:3)	
2	日章	直径:72cm(縦の五分の三) 中心:旗の中心	
3	色	地①	白色
		日章②	紅色
4	素材等	エクスラン(アクリル) 染め ジグザグ縫製補強	

(別紙2)

大阪市旗

180cm

120cm

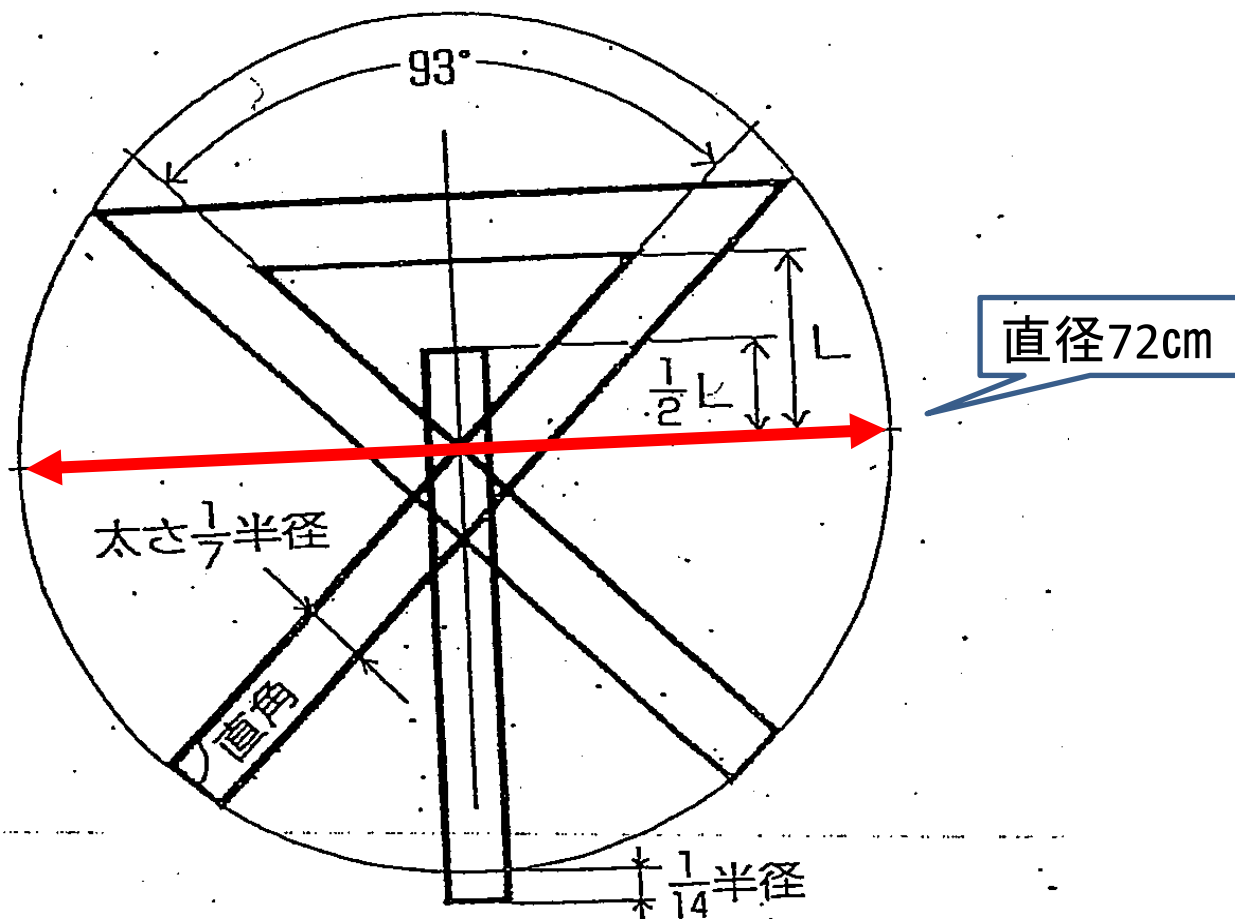


仕様

1	サイズ(比率)	縦120cm×横180cm(2:3)	
2	市章(「別紙3」参照)	直径:72cm	
		中心:旗の中心	
3	色 ※参考にDIC(株)の色番号を記載	地①	DIC-N899(こい紫みの青)
		市章②	DIC-567(あざやかな黄)
		市章縁取り③	白(幅:1cm)
4	素材等	エクスラン(アクリル) 染め ジグザグ縫製補強	

(別紙3)

大阪市章 『みおつくし』



グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 大阪市こども青少年局（以下「発注者」という。）と本契約を締結したもの（以下「受注者」という。）および受注者の職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（こども青少年局企画部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（こども青少年局企画部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（職員からの契約者に対する不当要求）

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（こども青少年局企画部総務課）に報告しなければならない。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

（こども青少年局企画部総務課 06 - 6208 - 8150）

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること